

能登町低入札価格調査制度実施要領（平成31年能登町告示第9号）の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>(低入札価格調査基準価格の算出方法)</p> <p>第3条 低入札価格調査基準価格（消費税相当額を含まない額）（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、予定価格算出の基礎となった各号全ての合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、各号全ての合計額からスクラップ処分益を控除した額）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(低入札価格調査基準価格の算出方法)</p> <p>第3条 低入札価格調査基準価格（消費税相当額を含まない額）（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、予定価格算出の基礎となった各号全ての合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、各号全ての合計額からスクラップ処分益を控除した額）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。